



市・県民税（個人住民税）の改正 財産相続の税制改正

市・県民税

問合せ 市民税課 ☎334107

▼平成28年度から適用される
主な改正点

ふるさと納税

特例控除限度額の引上げ

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）における特例控除額の上限が、所得割額の10%から20%に引き上げられました。

改正後	改正前	
平成28年度以降 (平成27年1月1日以降に寄附した場合)	平成27年度以前 (平成26年12月31日以前に寄附した場合)	特例控除額の上限
所得割額の20%	所得割額の10%	適用課税年度

ふるさと納税 ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税をした場合、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人住民税（市・県民税）の寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度は、平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った人が対象で、次の要件をすべて満たす場合に適用となります。

【要件】

- ① ふるさと納税先の自治体数が5自治体以内である。
- ② 確定申告や市・県民税の申告をしない。

※確定申告に代わる申請書を寄附先自治体へそれぞれ郵送する必要があります。詳しくは、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

住宅借入金特別税額控除 （住宅ローン控除）の延長

市・県民税における住宅ローン控除の適用期限が左記のとおり延長されました。



改正後	改正前
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで に居住したもの	平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで に居住したもの

▼平成29年度から適用される
主な改正点

日本国外に居住する親族の
関係書類の添付が義務化さ
れます

1 住民税の申告時

日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除などの適用や、非課税限度額の適用を受ける人は、市・県民税の申告時に親族関係書類と送金関係書類を添付または提示することが必要となります。

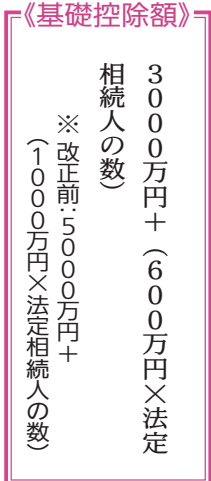
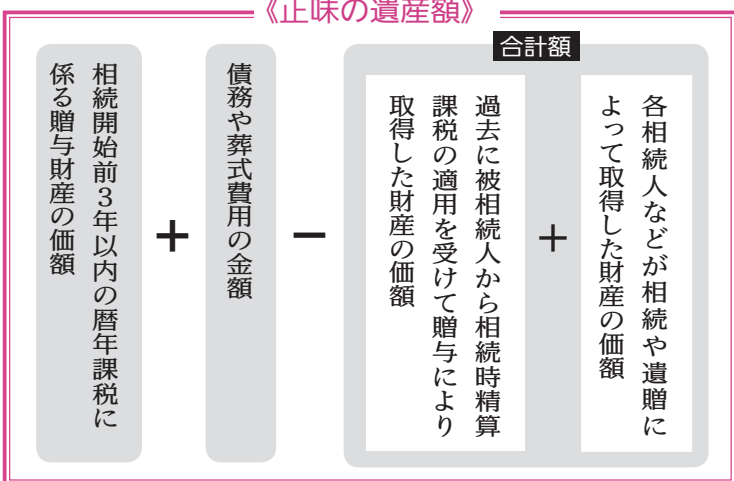
2 扶養親族申告書の提出時

給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する人で、日本国内に住所を有しない親族に係る非課税限度額制度の適用を受ける人は、親族関係書類と送金関係書類を添付または提示が必要となります。

※平成28年1月1日以降に支払われる給与や公的年金などについて適用（平成29年度以降の市・県民税に適用）。



亡くなられた人（被相続人）の財産を相続や遺贈（遺言で財産を譲ること）により取得した場合、左記の「**正味の遺産額**」が「**基礎控除額**」を超える場合は相続税の申告をする必要があります。平成27年1月1日以



降に亡くなられた人から、基礎控除額が引き下げられました。

また、相続税の申告・納期限は、被相続人の死亡したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10カ月以内となっております。

なお、国税庁ホームページに法定相続人の数や個別の財産・債務の金額などを入力することで、相続税の申告手続の要否について判定することができます。「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されています。

この他、相続税申告書の記載の仕方について分かりやすく解説した『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例が掲載されています。ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）または「**国税庁**」で検索（を）をご覧ください。

※税務署での面接による個別相談を希望する人は、税務署に電話で事前予約が必要です。



平成27年度「税についての作文」

熊本国税局長賞受賞作品

「恩恵、感謝、そして還元」

第一中学校3年

麦田 友佳さん

私が幼い頃から、家の居間に沢山の紙芝居や大型絵本が毎月代わる代わる積まれている。それは、母が仕事の合間に読み聞かせのボランティアを十数年していたからだ。近くの市立図書館で紙芝居や本を選んで借りては、読み聞かせの前日になると母は私に読んでくれた。そのお陰で、市立図書館のほとんどの紙芝居の内容は知っている。また、一緒に本の返却に図書館に行くのもとても楽しかった。そんなことが日常化していた中一の時、紙芝居の表紙に印刷された価格二千八百円が目にとまった。正直、驚いた。これまで母は何冊借りてきたのか？もし、書店で買って読んでいたら、いくらだったのか？勿論、驚くほどの数量とかなり高額な金額になるのは言うまでもない。それらは国民が働いて納めた税金によって購入されているということその時母から聞かされた。今まで使ってきた教科書も同様だ。学校、図書館、体育館、プール、安全に舗装された道路、橋、そして消防、救急、警察などの公共サービスも税によって成り立っている。もしそれらが無かったら？と思うだけでも想像を絶する。逆に言えば、税が無かったら円滑で安心安全な生活が出来ない。私たちの住みよき暮らしの基盤となっているものが国民の税金で作られたり買われ

たりしている。また税は、学校や本の様に私たちに先生方や沢山の友達との出会いと幅広い知識も与えてくれる。私が通う通学路も、細くて危険だった道が舗装され、植林までされた安全できれいな広い遊歩道になったことにより、行き交う人も笑顔になり人通りも多くなった。そこで交わす挨拶から他人との繋がりがや生活に潤いも生まれ、町も明るくなった。中でも他人との繋がりは、災害時や避難の声かけにも役に立つに違いない。この様に税の恩恵がもたらす役割は計り知れない。

今年の夏休みに、市の中学生議会に副議長として参加した。その中で体育館などの公共施設の改築やバリアフリー化等、より住み易い町作りの為に、多くの意見や要望が議会で話し合われ、多角的な視点から議論された結果、税が使われる事も市長や各委員長の答弁から理解する事が出来た。普段当たり前の様に使用している道路や公共施設を作るのに莫大な費用がかかることは言うまでもないが、その後の維持管理にも莫大な費用がかかる事もそこで改めて学んだ。到底一人の力では出来ない作れないものが働いている人達が納める税が集まる事により作ることが可能になる。関わる全てに感謝の気持ちを持たなければならぬ。そして感謝の気持ちが少しでも還元できる様、毎日通う通学路や、公共施設を大切に使う次世代に繋げる私達の責任を自覚し、感謝の気持ちと共に納税できる大人になりたい。税について考えたことよって、遊歩道に生えた雑草を自ら刈る近所の人達や図書館の本で長年読み聞かせをしている母の気持ちが分かった様な気がした。